

海区漁業調整委員会委員候補者の評価要領

(趣旨)

第1 この要領は、海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審査の過程の公平性及び透明性を確保するため、海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条により、推薦を受けた者及び募集に応じた者（以下「候補者」という。）の評価に関し必要な事項を定める。

(評価の手法)

第2 候補者の評価に当たっては、次の手順により行う。

1 候補者は、次の（1）から（4）に区分する。

利害関係を有する者 ; (1) 漁業者等 (2) 学識経験を有する者

利害関係を有しない者 ; (3) 一般者 (4) 学識経験を有する者

なお、利害関係を有する者のうち、(1)の漁業者等又は(2)の学識経験を有する者に該当しない者は、(1)の漁業者等に準じて評価する。

2 評価委員会の委員は、前号で区分した候補者について、次に掲げる項目について評価し、その合計点を算出する。

(1) 漁業に関する識見

(2) 職務への理解及び適正な執行

(3) 地域漁業への精通

(4) 地域漁業者等からの信頼及び指導力

(5) 性別及び年齢

(6) 専門分野の知識

(7) その他評価すべき事項

3 各委員の合計点を合算した評価点によるほか、漁業者等の候補者については、地区や営む漁業に偏りが生じないよう配慮するとともに、必要に応じて評価委員会に出席を求める委員以外の者からの意見を参酌し、区分毎に候補者の順位を付ける。

4 前号で区分毎に順位を付けた候補者について、要綱第11条の漁業者等及び学識を有する者並びに利害関係を有しない者の委員候補者を選考するため、地域の実情に応じて総合的に判断し、評価委員会の意見とする。

(評価点の付与)

第3 評価委員会の委員は、第2の二に掲げる項目ごとに、要綱第4条又は第5条に基づき、知事に提出する書類に記載された内容により評価し、評価点を付与する。

一 漁業に関する識見（全員）

(1) 推薦・応募の理由及び経歴の内容により、a：特に優秀、b：優秀、c：良好（以下同じ。）

の3段階で評価し、これに対応する評価点を候補者に付与する。

a：10点 b：5点 c：3点

(2) 利害関係を有しない「一般者」については、(1)の評価点を3倍にした点数とする。

二 職務への理解及び適正な執行（全員）

(1) 推薦・応募の理由及び経歴の内容により、a、b、cの3段階で評価し、これに対応する評価点を付与する。

a：20点 b：10点 c：5点

(2) 海区委員の就任期間が令和7年3月31日現在で、通算8年以上となる候補者は、職務への適正な執行が期待できることから、(1)の評価点に加え10点を付与する。

三 地域漁業への精通（漁業者等）

推薦・応募の理由及び経歴の記載内容により、a、b、cの3段階で評価し、これに対応する評価点を付与する。

a : 10点 b : 5点 c : 3点

四 地域漁業者等からの信頼及び指導力（全員）

（1）地域漁業者等からの信頼に関し、推薦の状況から、次により評価する。

（ア）団体からの推薦

推薦する団体について、「構成員たる資格その他性格」から、次に該当する団体から推薦を受けた者は、これに対応する評価点を付与する。

a : 地区の漁業者等への指導・調整等を担う団体 20点

b : その他漁業関係団体 10点

c : 地域の振興又は漁業者等との関わりのある団体 5点

（イ）個人からの推薦

次に該当する個人から推薦を受けた者は、評価点を付与する。

a : 3人以上の漁業者等からの推薦を受けている 5点

（2）利害関係を有する「漁業者等」及び「学識経験を有する者」については、（1）に加え、次に該当する場合は、これに対応する評価点を付与する。（該当する最高点のみ付与）

a : 現在、漁協役員に就任している者 10点

b : その他漁業関係団体の役員に就任している者 5点

c : 過去に漁協役員に就任していた者 3点

五 性別及び年齢（全員）

性別及び年齢構成に配慮するため、次に該当する候補者は、評価点を付与する。

①性別 女性 10点

②年齢 a:男性45歳未満 10点

b:男性45歳以上55歳未満 5点

六 専門分野の知識（学識経験を有している者）

推薦・応募した理由及び経歴の内容により、a、b、cの3段階で評価し、これに対応する評価点を候補者に付与する。

a : 20点 b : 10点 c : 5点

七 その他評価すべき事項（利害関係を有している漁業者等及び利害関係を有しない者）

漁業関係以外の事項（行政や地域との関わり）について、推薦・応募した理由及び経歴の内容により、a、b、cの3段階で評価し、これに対応する評価点を付与する。

a : 10点 b : 5点 c : 3点

2 前項により評価した各委員の評価点の合計点数が、同じ場合は、四の地域漁業者等からの信頼及び指導力の評価点が高い者を、次に五の性別及び年齢の評価点が高い者を上位に位置づける。